



史料紹介

元龜二年九月十六日正伝寺納
所・奉行連署起請文

河内 将 芳

本史料は、奈良大学文学部史学科が古書肆より購入し、所蔵する古文書である。紙質は楮紙。紙数は一通。法量は二五・〇糶×三三・五糶、ウブな状態の豎紙文書である。年紀は、元龜二年（一五七二）九月十六日、戦国時代の古文書である。釈文を示すとつぎのようになる。

〔釈文〕

山門預ケ物、於寺家中一切無之、^①万一隱置者、社家如一紙可預御^②成敗候、尚令違犯者、大日本国中^③大神祇、別^④当社大明神^⑤并^⑥曆代^⑦祖師御罰各可罷蒙者也、^⑧仍^⑨記請文如件、

正伝寺納所

元龜貳年九月十六日 源栄（花押）

奉行

令祝（花押）

現状では宛所を欠いているものの、元から宛所が記されていないのかどうかについてはさだかではない。

冒頭にみえる「山門」とは、山門延暦寺を指し、また、「預ケ物」とは、一般に戦禍などから資産を守るためにそれらを寺社や公家へ託する行為や物品そのものを意味する。

本史料は、そのような「預ケ物」を「山門」から正伝寺「寺家中」は一切預かつておらず、万が一にもそれを隠し置いていたことが露顕したなら、甘んじて「御成敗」をうけ、そのうえで「違犯」するようなことがあれば、「大日本国中大小神祇」などの「御罰」を蒙ってもかまないと神仏に誓った、いわゆる起請文となる。

元龜二年九月といえ、織田信長による延暦寺焼き討ちがおこなわれた同月にあたる。具体的には、焼き討ちは九月十二日におこなわれたが、本史料の年紀がそれからわずかに四日後であることから、焼き討ち後に信長や室町幕府が、

「山門」「預ケ物」の穿鑿をおこなっていた事実がうきぼりになってこよう。

なお、これとほぼ同文で同年紀の文書が『上賀茂神社文書』（『賀茂別雷神社文書』）にも残されており、そこには、「山門預物、於郷中一切無御座候、万一於隱申者、可預御成敗候、猶違犯申者、当社大明神并片岡大明神・貴布祢大明神等御罰可罷蒙者也、仍起請如件」とみえる。

本史料の差出にみえる正伝寺は、東巖恵安を開山とする禪宗寺院だが、『雍州府志』に「于時賀茂神人多受東岩衣鉢（巖）、於是其徒勸之移寺於西賀茂、東岩開祖」とあるように、上賀茂（賀茂別雷）神社と関連が深いことで知られている。

したがって、本史料の「当社大明神」もまた、賀茂別雷神を意味し、そして、「曆代祖師（祖）」とは、東巖恵安以降の歴代を指すのであろう。

『上賀茂神社文書』に残される文書の宛所は、「御沙汰人御中」だが、そのことをふまえるなら、本史料も上賀茂神社にかかわる組織に提出されたものと推察される。

〔付記〕

本史料紹介については、二〇二二年度日本史概論Ⅰにおいて学生諸君と読解した成果を含んでいる。学生諸君に謝意を表したい。